

世界の大学院における「人権修士」プログラムの意義と課題

——日本の大学における人権教育・研究への示唆を得るために——

阿久澤 麻理子

要約

一九九〇年代以降、世界の大学院では、人権を専門的に学び、研究し、「人権」を冠した学位を取得できるプログラムが急増した。世界各国から集まる多様な国籍、文化的・社会的背景、職業、活動経験を持つ人材が共に学び、国境や地域を超え、人権についての共通理解を深める場になるとともに、各国における人権政策の立案・実施を担う人材を輩出している。また、グローバル化の中で進む大学改革に対して、高等教育が本来果たすべき役割を提起する役割を果たしている。

一 はじめに

一九九〇年代以降、世界では、人権についての専門的・体系的な教育・研究を行い、修了者に「人権」を冠した学位（修士・博士）を授与する大学院教育プログラム（以下、人権プログラムと記す）が数多く開設されてきた。現在把握できるだけでも、百近い修士プログラムが提供

されており、その数は今も増え続けている。人権の専門的な研究といえば、伝統的には法学の領域を中心に行われてきたが、現在開設されている人権プログラムの過半数を占めるのは、むしろ学際的な構成をとるもので、大半は英語によつて教育・研究指導を行うインターナショナル・プログラムである。そこで、世界各国から多様な国籍・地域・民族・宗教的背景を持ち、かつ人権にかかわる多様な職業や活動の経験を持つ人材が集まり、多文

化間、多様な社会セクター間で人権を共に議論し、共通理解を深める空間が生まれている。

一方、日本の大学における人権教育の歴史は、部落問題の解決のために、教員養成課程を持つ大学で、一九五〇年代から「同和問題」や「同和教育」講座が開設されたことにさかのぼる。こうした講座は、「同和对策審議会答申」以降さらに広がったが、これはすべての子どもの教育権の保障と、反差別の教育を推進する教員の役割が重視されたからである。また、一九六〇・七〇年代には学生運動からの要求に応える形で、一般教養科目においても同和問題についての講座が開設されるようになり、特に七〇年代以降は、女性、障害者、外国人の人権にかかわる運動の高揚を背景に、こうした講座の開設も進んだ(加藤二〇〇五)。なお、最近の傾向としては、女性の人権やジェンダーに関連する科目が増えているが、これはキャンパスにおけるセクシャル・ハラスメントに対する問題提起の増加を受けて、一九九九年に文部科学省が、国立大学教員向けにハラスメント防止のガイドラインを作成したことと無縁ではない。

このような歴史的経緯から、日本では多数の大学が人権関連科目を設置している。しかし、それらは単独の科目の開講にとどまっており、複数の科目を専門的・体系

的に組み合わせることで人権を学び・研究し、人権を冠した学位を取得できるプログラムはまだ存在しない。

また日本では、同和教育が小学校から大学までのすべての教育段階に広がると同時に、地域社会でも啓発事業が実施され、さまざまな年齢層の市民が、部落問題や人権について学ぶ場が幅広く提供されてきた。これは人権運動や人権行政に対する理解者を増やすことに大きく貢献してきたが、一方で、たとえ少数でも、社会の変化を見極め、時宜にかなった人権政策を立案・提言できる人材を育てることに、もつと力が注がれてよい。大学院レベルの教育・研究を通じて、人権を専門とする研究者・実務家を育てることは、新自由主義の下での人権行政の後退に歯止めをかけ、必要な政策を推進するための、基盤整備に直結すると思われるからである。

このような問題意識から昨年度、筆者を含む六人の研究者は、世界の人権プログラムの動向を把握するための調査に着手した¹⁾。本稿では、その結果をもとに、世界の人権プログラムの動向を紹介するとともに、特にアジア・太平洋地域における意義と課題を論じ、日本の大学における人権教育への示唆を得ることとしたい。

二 世界の「人権プログラム」の動向

1 プログラム誕生の背景——ポスト冷戦期における人権の「制度化」と人材養成のニーズ

世界の大学に人権を冠した学位を授与する大学院プログラムが相次いで開設されるようになったのは、とくに一九九〇年代以降のことである。その背景には、冷戦終結後の、人権教育・研究に対するニーズの高まりがある。

二極構造が崩壊し、安定的な国際システムへの模索が始まると、世界では「国際人権レジーム」への期待が高まり、人権はかつてのような、イデオロギー対立の象徴ではなく、普遍的な基準として「再確認」され（一九九三「世界人権会議」、国連も教育や情報提供活動を通じて、人権の本格的な普及活動を開始した。「人権教育のための国連一〇年」（一九九五～二〇〇四）や「人権教育のための世界プログラム」（第一段階・学校教育二〇〇五～二〇〇九）は、こうした国連の取り組みの一部である。

このような国際社会の変化の下、ポスト冷戦期にはとくに旧社会主義国や発展途上国で、民主化の進展とともに人権を位置づけた憲法の採択や改正、国内人権委員会

の設置、学校への人権教育の導入など、人権の「制度化」が進んだ。そこで、人権にかかわる専門家・実務家の養成が急務となり、そのニーズに応えるため、人権プログラムの設置が相次いだ。

2 地域別の特徴

しかし、このように書くと、人権プログラムはあたかも、旧社会主義国や発展途上国だけのもののような印象を与えかねないが、実は、最も多くのプログラムが存在するのはヨーロッパであり、アメリカがこれに続く。

表1は、ヒューマンライツ・ツールズ (Human Rights Tool) のサイトにある「人権プログラム」のデータベースから、英語によって実施されている修士レベルのインターナショナル・プログラムのみを選び出し、地域別のプログラム数を割り出したものである。

ヨーロッパの場合、EUの統合が進むとともに、旧社会主義国も含めた人権保障システムの構築が求められているから、人権に対する域内の共通認識を深めることは急務である。そこで、エラスムス計画⁴によって域内の大学連携を促進し、複数の大学が共同してE・M・A（ヨーロッパ修士号）を授与するプログラムも生まれている。また、ヨーロッパで提供されている六五プログラムのう

表1 調査対象とした人権プログラム

地域	プログラム 総数*	学位（等）の種類別・プログラム数					期間（フルタイム）		
		M.A	LL.M	他の学位	ディプロマ	Certificate	1年	1.5年	2年
アジア・太平洋	10	6	3		1		7	2	1
中東	2	1			1		1		1
ヨーロッパ	65	36	28			1	60**	1	4
アメリカ	18	10	7	1			11		7
アフリカ	2		2				2		
合計	97	53	40	1	2	1	81	3	13

* 複数大学の連携によって、単一のプログラムを提供しているものは、1とカウントした。このようなプログラムはヨーロッパに2、アフリカに1ある。

** Certificate（証明書）プログラムは1年未満であるが、ここに加えた。

ち、五〇以上がイギリス一国に集中していることも、興味深い。一方、ヨーロッパやアメリカの大学で開設されているが、対象者を自国外に設定していると思われるプログラムもある。これらは、英語だけでなく、フランス語、スペイン語などで実施されており、カリキュラムの内容をみると、先進国による発展途上国への民主化支援、人材

養成という色彩が強く、かつての宗主国が植民地であった国々を主要な対象として実施している。

3 学位と専門性——法学専門のプログラムと、学際的プログラム

プログラムを修了した後授与される学位のタイトルは、大別してLL・M（法学修士）とM・A（人文・社会科学系の修士）に分かれている。

前者は法学専門のプログラムを修了すると授与されるもので、「国際人権法修士」や「法学修士（人権）」といった名称の学位が一般的である。科目としては、国際人権法・人道法に、各国憲法、刑事法、移行期司法などが組み合わされている。

これに対して後者は、複数の専門領域を組み合わせた学際的プログラムである。学際といっても、人権を扱う限り、法学は必須の基盤となるが、これに政治学、社会学、文化人類学、心理学、教育学、経済学、哲学、倫理学などが組み合わせられており、プログラムによって組み合わせや重点の置き方に違いがある。学位の名称は「人権修士」が一般的だが、「子どもの権利修士」（フライブルグ大学、スイス）、「人権教養学修士」（コロンビア大学、アメリカ）、などの個性的なタイトルもあり、一見した

だけでは、どのような専門領域を組み合わせたものなのかはわからない。

また、M・Aの中には、先に述べたように、大学間連携によって、共同で学位を授与するプログラムもあり、「人権と民主化ヨーロッパ修士」（人権と民主化のためのヨーロッパ大学間センターによる、EU加盟国の大学連携）、「アフリカ人権と民主化法学修士」（南アフリカのプレトリア大学を中心とする、域内八カ国の大学連携）などがある。なお、法学専門であれ、学際的なプログラムであれ、対象者は実に幅広い。外交官や国際公務員、政府機関や国内人権機関職員、法律家、NGO職員などが対象に想定されており、中には、草の根の人権活動家養成とマイノリティのエンパワメントを主要な目的とするプログラムもある。共通するのは、人権の保障と促進にかかわる「実務家」を育てようとする視点で、それゆえ、教育内容はアカデミックであると同時に実践的である。また、仕事を持つ人びとのためのパートタイム制度、通信制のプログラムも充実している。

4 教育・指導言語——英語を介した インターナショナル・プログラム

Human Rights Toolsのデータベースにある人権プロ

グラムは、スイス・スペイン・コロンビアなどの一部の大学を除くと、すべて英語によって教育と研究指導を行うインターナショナル・プログラムである。

英語を共通言語にしながら、多様な国・地域の出身者がともに人権について議論を深めることができる場は貴重である。人権が普遍的に尊重され、実現されるようになるには、異文化間対話が不可欠であるし、人権の理論や概念だけでなく、政策や実践の具体例も共有されなくてはならない。インターナショナル・プログラムは、こうした対話と共有の場である。

しかし、このことについては、別の視点から批判的検証も必要である。というのも、世界的な大学間競争の激化の中で、先進国の大学にとっては留学生確保が生存競争に勝ち抜くための重要な手段になりつつあるからである。グローバル化により英語の重要性が増す中で、留学生獲得に優位なのは、英語圏の大学やインターナショナル・プログラムである。だから、人権プログラムも各大学にとっては、海外、とくに発展途上国からの優秀な学生を確保するための手段に使われかねない、という点に注意が必要である。

ただし——ここでやや脱線をお許しただけなら——留学生集めなどというのは、大学がグローバル化時

代の競争を勝ち抜くためには、実に古典的な方法にすぎない、ということも付記しておきたい。現在、先進国の大学は、多額の投資をして現地分校（海外キャンパス）を設置したり、現地の大学とフランチャイズ契約を結び教育プログラムを提供したり、オンライン教育網を広げるなど、ありとあらゆる手段で学生集めを行っている。

これに対して発展途上国では、先進国の有名大学を受け入れることは自国にとつてのメリットだと考え、積極的に誘致をはかる国も少なくない。たとえばドバイの知識村（ナレッジ・ビレッジ）は、大学に用地を無償提供し、税金も免除しているので、欧米の多数の大学がここに進出している。ドバイにとつてみれば、外国大学が来てくれれば、自国の学生の教育機会も充実するし、留学生は外貨を落としてくれる。さらに卒業生が知識村に誘致した企業に就職すれば、将来的な経済効果も期待できるので、「一石三鳥」である。アジアではシンガポールも同様の誘致政策をとっている。

ここまでくると、もはや教育は人権ではなく商品である。ドバイやシンガポールの外国大学誘致政策は、大学を輸入し、免税品として安く海外の顧客にその商品（大学教育と学位）を販売する（輸出する）ビジネスである（二宮二〇〇六）。しかし、グローバルな競争の中で、

「人権プログラム」が単なる国際競争の生き残り手段になつてしまうことは、それこそ矛盾である。人権のための研究・教育にとつて、なぜインターナショナル・プログラムが必要なのか、これを実施している大学や担当教員は、十分に認識しておかねばならないのである。

三 アジア・太平洋地域にとつての意義と課題

さて、世界的なプログラムの開設状況については、これまで述べたとおりであるが、そのうち一〇がアジア・太平洋地域にある（表2）。この地域の固有の文脈の中で、こうしたプログラムには、どのような特徴と、意義や課題があるのだろうか。

1 少数の専門家育成のためのプログラム

まず、域内のプログラムについて第一に指摘しなければならぬ特徴は、いずれも小規模たということである。毎年約一〇～二〇人の学生を受け入れているプログラムが多い。これは少数人を対象に、人権の専門家を育成することを目的としているからであり、域内を中心とする各国から、司法・立法・行政機関、国内人権機関、NGO、国際機関等で働く若手職員や研究者などが集まって

表2 アジア・太平洋地域の人権プログラム

国・地域	大学名	学位	名称	期間
オーストラリア	カーティン工科大学	MA	人権修士	1.5年
	シドニー大学	MA	人権修士	1年
	モナシュ大学	LLM	法学修士（人権）	1年
香港	香港大学	LLM	人権法学修士	1年
インド	カルカッタ大学	MA	人権修士	2年
	インディアン・ソサエティ・フォー・インターナショナル・ロー	Diploma	人権・人道・難民法修了証	1年
ネパール	カトゥマンズ・スクール・オブ・ロー	MA	国際人権法修士	1年
		MA	国際人道法修士	1年
		LL.M.	人権とジェンダー法学修士	1年
タイ	マヒドン大学	MA	人権と社会開発修士	1.5年

いる。また、学部レベルの人権教育よりも、大学院におけるプログラムが先に始まったことは、日本の大学における人権教育の発展プロセスとは対照的であるものの、これは一般的な傾向である。というの、一般に、大学院レベルの研究指導は、個別性・具体性が高いが（指導教官は、個々の学生のリサーチ・研究の指導をするた

め）、学部レベルのカリキュラムとなると、基礎的な概念や歴史から教えねばならず、カリキュラムづくりの負担が重い。また、専門的な研究成果をそのまま学部生に教えることはできないから、通常は最初に大学院での教育・研究を始め、蓄積した研究成果を体系化し、学部教育に着手することになる。なお、域内で最も早い時期に「人権プログラム」を立ち上げたインドのカルカッタ大学では、大学院教育の成果を踏まえて学部学生向けの教科書づくりに取り組み、すでに学部での人権教育を開始した。人権についての教科書は、圧倒的に欧米の出版物に頼らざるを得ない現状の中で、独自の教科書作成は重要な取り組みである。

2 多様な人びとが人権を共に議論するフォーラム

一方、少人数ではあっても、インターナショナル・プログラムであるので、多様な国・地域の出身者が集まることは人権プログラムの大きなメリットである。たとえば、香港大学ではフィリピン、ネパール、モンゴルなどの国内人権機関の職員が共に学んでおり、異なる国の人権機関の職員交流が進むことは、アジア・太平洋地域の人権保障システムを構築する上でも、大きな意味を持つと思われる。

もちろん、人権プログラムの多様性は学生の出身地に限らない。とくに学際的なプログラムでは、専門性や職業的背景も多様である。その結果、普段なら人権について共に語り、議論を深めあう機会が極めて少ない「立場」にある者同士が出会い、対話する機会が生まれている。たとえば、オーストラリアのカーティン工科大学では、二〇〇七年度に二人のパキスタン人留学生を受け入れているが、一人は児童労働問題に取り組み外交官、一人は子どもの権利に取り組みNGOの職員であった。また、香港大学では、入管職員と、移住労働者の権利擁護に取り込むNGOの活動家が机を並べている。ふだんなら、交渉のテーブルをはさみ、対立する立場に置かれるかもしれない者同士が同じ学生として学んでいる。このようなプログラムを通じて、共通の議論の土壌を身につけた卒業生が、異なる地域、異なる領域の職業について活躍するようになったとき、アジア・太平洋地域の人権状況は大きく前進するに違いない。

3 学際的アプローチ

① 法学だけでなく、文化の視点から人権を研究する

——カルカタ大学

さて、アジア・太平洋地域では、数の上では学際的プ

ログラムが法学を専門とするプログラムの二倍ある。ただし学際といっても、小規模なプログラムがすべての学問領域をカバーすることはできないから、大学ごとに何らかの重点領域がある。たとえばカルカタ大学のプログラムは文化人類学者が中心となつてたちあげたもので、文化人類学的な調査・研究を重視している。なぜ、文化人類学なのかという筆者の問いに対して、同大学の教員、ブダデブ・チョウドリ氏は次のように答えている。

「文化人類学者が研究対象としてきたのは、先住民や女性、都市の貧困層、ダリットなど、まさに人権侵害の対象となつてきた集団である。また、人間を文化・社会の面から実証的に研究する文化人類学こそ、文化や慣習、宗教の名の下に行われる多くの人権侵害に切り込むことができる。例えばインドのダリットに対する差別の問題などは、文化や宗教と深くかかわっており、西洋的な法学を中心とする人権研究では十分にアプローチすることはできない。文化を研究する視点が不可欠である」

こうした意見に加えて筆者は、人権を文化の観点から研究することは「アジア的人権論」への対抗軸としても

重要であると考えている。域内には文化の固有性を根拠に「アジアにはアジアの人権がある」「人権は国内の政治的課題である」と主張し、人権の普遍性を否定する為政者も少なくない。域内では文化と人権のかかわりを研究する学際的研究が、欧米とは異なる位相で重要な意味を持つのである。

②リサーチ方法論の重視——マヒドン大学

社会開発を中心にすえたマヒドン大学のプログラムは、とくにリサーチ教育を重視している。それにはいくつかの理由がある。まず、人権侵害がおきたとき、その事実を調査し、証拠を収集し、記録するのは多くの場合NGOであるが、単に事実を記録するだけでなく、問題の背景や原因を探り出せなくては、根本的な解決策を導き出すことはできない。また、NGOの重要な役割とは、政策提言を行うことであるが、提言の根拠となるデータを収集するにも調査が欠かせない。NGOのリサーチ能力の強化は市民社会の強化と人権政策の発展の基盤となるものであり、ここに大学の協力が求められている。

なお、マヒドン大学の人権プログラムでは、アジアを中心とする多国籍の学生が学んでいるが、圧倒的多数の学生が修士論文のテーマを選ぶのは、自国の人権問題で

ある（他国の事例を詳細に調査するのは、言語の問題があり難しいことも一因である）。つまり、人権プログラムで学んだ理論と方法を使って、自国の人権問題や、法・政策の効果を検証するのである。調査結果は、各国での政策提言につながる可能性も高い。

さらに、同大学の教員、マイク・ヘイズ氏は、開発援助プロジェクトの評価において、人権プログラムが果たす役割にも言及している。開発プロジェクト評価は、一般にドナー（援助の出資者、すなわち助成団体、外国の開発援助庁、国際機関など）が実施するため、その評価は対費用効果に限定されがちである。プロジェクトが人びとの暮らしにどのような変化や影響を与えたのか、人権の視点からの検証を行うには、まず、担い手の育成が重要である。

4 現場の実践との連携

以上のように、人権プログラムは研究のための研究の場ではなく、きわめてプラグマティックなものである。そこで、「現場」との連携がきわめて重要であり、いずれのプログラムも、大学外——国際機関や国内人権機関、人権NGOなど——から多数の講師を招へいし、現場の実情や声を教育の中に積極的に取り入れている。たとえ

ば、カルカッタ大学では国内人権機関の委員が、毎週定期的に講義を担当しているし、マヒドン大学では国連機関や国際NGOのオフィスが集中するバンコクの地の利を生かし、こうした機関でのフィールドワークやインターンシップを実施している。法学系プログラムの場合は、リーガル・クリニック（実務教育の一環として、学生が弁護士との協力を得て法律相談を行う）を必修または選択科目に位置づけている。

5 課題

① エリート養成ではなく、草の根に貢献するプログラムとなるために

一方、これまで積極的な評価を中心のべてきたが、人権プログラムには、コインの表裏ともいべき問題点もある。少数精鋭の専門家を育成するインターナショナル・プログラムは、一方でグローバル化時代の「勝ち組」をつくるコースともなりかねない。実際、人権プログラムをもつアジア・太平洋地域の大学は、研究大学として高い評価を受け、その「ブランド力」によって、グローバルな学生獲得競争でも優位な位置にあるものが少なくない。しかし、「人権プログラム」が留学生獲得のための看板や、エリート養成コースとなってしまつては、矛

盾である。

そこで各大学とも、草の根の人権問題の解決に寄与する人材を積極的に受け入れるため、工夫を行っている。たとえば、いずれのプログラムも、入学選考の際に人権問題の解決に対する意欲、そして「人権にかかわる現場での経験」を高く評価している。また、マヒドン大学の場合、「インターナショナル・プログラムで英語を身につけたい」という動機から志願してくる者は選考の対象としていない。

さらにカーティン工科大学では、柔軟な入学制度を活用して、特徴的なアドミッション・ポリシーを打ち出している。人権への熱意を持ちながら、学部では人権について学習したことがなく、基本的な知識を欠くような場合、まず「人権修了証 (Graduate Certificate in Human Rights)」コースに入学し、これを経て修士課程へ移行する、というオルターナティブな入学経路を設けている。これは半年間で限られた科目数を履修するもので、単位を取得できれば修了証が授与される。学生が基本的なことを理解できるかどうか、科目数を限定して大学側が様子を見るところという趣旨で、選別が目的ではない。したがって、この間に教員はさまざまなサポート——たとえば、英語の読み書きに困難のある先住民や難民の学生、論文

の書き方や文献収集の方法がわからない学生への指導など——を行っており、このコースはいわば、正式な入学への「橋渡しのな（ブリッジ）プログラム」として機能している。そして、誰が修了証コースの学生であるか、本人が話をしない限り、他の学生には知らされない。

また、カーティン工科大学では「人権修了証コース」に、大学卒業資格を持たない学生の入学も認めている。たとえば、子ども時代を児童養護施設で過ごし、路上生活も経験したという女性は、経験を通じて人権への関心を強め、NGO活動家となった。彼女は大学で学んだ経験はないが、その熱意と活動歴を評価され「人権修了証コース」に入り、現在は修士課程に移行し、学んでいる。

②英語という「壁」

インターナショナル・プログラムは、教育・研究指導だけでなく、修士論文も英語で執筆されるので、研究成果を各国内で、とりわけ人権問題の解決のための情報が必要としている草の根レベルに還元することが難しい。アジア・太平洋地域には、パキスタン、インド、スリランカ、シンガポール、香港、フィリピン、フィジー、オーストラリア、ニュージーランドのように、英語が公用語であったり、広く通用する地域もあるが、こうした国

でも、草の根での英語の浸透度合いはさまざまである。とくに発展途上国では、英語の運用能力は、経済的な出身階層とも連動する。英語によるプログラムは、国を越えた議論を活発化させる一方で、草の根との乖離という問題もはらんでいる。

これに対して、各大学は、セミナーや研修会を開催し、研究成果を積極的に社会に還元しようと試みている。また、マヒドン大学では英語によるプログラム開始から数年を経て、タイ語による人権修士プログラムも開始した。これは、「タイの人びととタイの社会に役立つ研究を」とくに推進するため」（同大学教員、スリプラパ・ペツミーシー氏談）であるという。

さいごに——今後への期待

このようにみると、アジア・太平洋地域の人権プログラムは、実務家の養成とリサーチ活動の促進によって、域内各国の人権政策の発展に大いに寄与すると共に、多様な人びとの対話を促進する場を提供し、域内での人権にかかわる協働の可能性を育む場となっている。アジア・太平洋地域は現在、世界で唯一、地域的人権保障メカニズムをもたない地域であるが、域内の対話と協働を

促進する人権プログラムは、こうしたメカニズムの実現の可能性を、さらに高めるものである。

一方、日本には異領域の研究者が人権を核に協働し、体系的・専門的な教育・研究を行い、人権学位を授与するプログラムは、まだ存在しない。しかし、こうしたプログラムの日本においてもぜひ実現したい。これまで日本の人権教育・啓発は、学校や社会教育、地方自治体による啓発事業など、公的な制度の中に位置付けられ、幅広い市民を対象に行われてきた。しかし、対象者は少数でも、体系的・専門的な人権教育・研究を行い、政策提言の担い手を育てる大学院プログラムは、人権政策の発展のための鍵となる。

また、制度化された人権教育啓発は、行政主導によってその内容や方法が決定されるので、人権行政のあり方を批判的に検証する市民を育むことは、本質的に難しい。これに対して「大学の自治」「学問の自由」という視点にたてば、大学こそ、人権にかかわる自由な研究を促進し、必要な政策を提言する基盤づくりにおいて、積極的な役割を果たせるのではないか。

さらに、これまでの日本国内の人権教育・啓発は、個別具体的な国内問題を取り上げる一方で、それらを国際人権基準にそくして検討したり、他国と問題を共有し、

アジア・太平洋地域として問題解決のシステムを模索する、といった視点が弱かった。人権プログラムは、日本の国内問題を、国際的な枠組みの下で検討し、解決を模索する道もさらに広げるものとなる。

日本にはすでに、数多くの大学が人権関連科目を開講している。それならば、まずはこれらのネットワークを強化し、協働でプログラムを提供する道も模索できるであろう。大学改革という名の下で、人権教育・研究を後退させることなく、これまでの蓄積をいかして、ぜひ日本でも、人権のための大学院プログラムを実現したいと思うところである。

注

- (1) 国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議の委託を受け、筆者を含む六人(窪誠、元百合子、山崎公士、山下梓、李嘉永、阿久澤麻理子)が、世界の人権プログラム・ダイレクトリー日本語版を作成した。国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議「世界の大学院における人権教育・研究の動向」「人権」学位を授与する大学院プログラム・ダイレクトリー(二〇〇八年六月)を参照された。

- (2) Human Rights Toolsは、一切の外部資金を受け取らず、

完全なボランティアで運営されており、ウェブサイト上で人権にかかわる情報提供を行うNGOである(本拠スイス)。「人権プログラム」のデータベースのアドレスは次のとおりである <http://www.humanrightstools.org/maesters.htm> (なお、表1は二〇〇八年五月五日現在のデータをもとに作成した)。

(3) インド、カルカッタ大学のプログラムはHuman Rights Tools ウェブサイト上になく、大学のパンフレットをもとに情報を収集し、ここに加えた。

(4) エラスムス計画 (The European Community Action Scheme for the Mobility of University Students: ERASMUS) とは、EU加盟国間の人物交流・協力計画の一つであり、大学間の交流協定等による共同教育プログラムを進め、ヨーロッパの大学間ネットワークを構築することを目指している。

参考文献

加藤昌彦(二〇〇五)「日本の大学における人権教育についてのメモ」『人権教育思想研究』関西外語大学、四九―六四頁

二宮皓(二〇〇六)『留学生の国際市場動向分析とWTO高等教育サービス貿易自由化の影響研究 研究成果報告書』

広島大学大学院教育学研究科 比較・国際教育学研究室
Richard Levin (2006) The Worlds Most Global Universities. in *Newsweek*, August 21 2006/August 28 2006